

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱

制定 令和元年8月1日 こ保人第314号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（最近改正平成31年2月25日）の第16条第2項第4号の規定による「市長が適当と認めるものの施設」の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 家庭的保育事業へ食事の搬入を行う事業者は、食事の搬入施設について横浜市の認定を受けるものとする。

2 認定の申請は、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定申請書（第1号様式）（以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出する。

(認定基準)

第3条 認定する搬入施設は、別紙「横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定基準」に記載されている事項（以下「認定基準」という。）を全て満たしているものとする。

2 市長は申請者が認定基準を満たしていることを確認するため、本市職員による現地確認等を実施することとする。

(認定の決定)

第4条 市長は第3条に該当する申請者を、搬入施設として認めることができる。

2 市長は搬入施設と認めたものに対し、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定通知書（第2号様式）を、認めないものに対し、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設不認定通知書（第3号様式）を交付する。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

(認定の更新)

第6条 認定期間経過後、引き続き家庭的保育事業へ食事の搬入を実施するときは、有効期間が満了する日の3か月前までに認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、認定の更新の申請を行うものとする。

2 認定の更新は、第3条第1項の認定基準を全て満たしていることを要件とする。

3 横浜市は、認定の更新の申請を受けたときは、更新の可否について審査し、その可否を決定する。

4 横浜市は、認定の更新を認めたものに対し、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定通知書（第2号様式）を交付する。また、認定の更新を認めないものに対し、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設不認定通知書（第3号様式）を交付する。

（変更の届出）

第7条 搬入施設の認定を受けた事業者は、認定を受けた搬入施設の認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定変更届（第4号様式）により変更内容を届け出るものとする。

（認定の取消等）

第8条 市長は、認定した搬入施設が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該搬入施設の認定を取り消すものとする。

（1）搬入施設の認定を受けた事業者が、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定取消申請書（第5号様式）により、自ら認定の取消を申し出た場合。

（2）搬入施設が廃業した場合。

2 市長は、認定した搬入施設が第3条に定める基準を欠いた場合、期限を定めて横浜市家庭的保育事業における食事の搬入指摘事項改善報告書（第6号様式）の提出を求めるとし、期限までに提出がない場合又は、改善が認められない場合に、当該搬入施設の認定を取り消すことができる。

3 市長は認定の取消を決定したときは、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定取消通知書（第7号様式）を交付する。

（認定情報の公開）

第9条 家庭的保育事業における食事の搬入施設を認定したときは、当該事業者の名称、所在地、連絡先等の情報を、ホームページ等に公開する。認定を取り消したときは、当該事業者の名称、所在地、連絡先等の情報を、ホームページ等から削除する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定基準

	内容
従事職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所等での調理経験を3年程度有する栄養士を配置している、又は配置する予定がある。 (2) 調理従事者は、臨時職員を含め、月1回以上の検便（腸管出血性大腸菌0157の検査を含める）を実施している。
献立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適正に献立が作成されている。 〔必要項目〕①実施日 ②発注及び喫食数（乳児・職員別）③献立名 ④食品名 ⑤1人あたり使用量 ⑥総使用量 (2) あらかじめ作成された献立に従って調理されている。 (3) 実際に提供した献立の内容が記録されている。 (4) 離乳食対象児童がいる場合、幼児食の他に発育段階に合わせた離乳食を提供している。 (5) 最新の「日本人の食事摂取基準」を基に給与栄養量の目標を設定し、必要な栄養量が確保できる献立を作成している。 (6) 作成した献立を実施する前に最新の「日本食品標準成分表」を使用して栄養価を算出し、給与栄養量の目標と比較して必要に応じて調整を行っている。 (7) 子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等に応じて、食品の種類や調理方法に配慮できるよう、家庭的保育事業者との連携方法が考えられている。 (8) 献立内容は変化に富み、児童に必要な栄養や嗜好を考慮している。
衛生面	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調理後の食品は調理終了後2時間以内に喫食できる体制を整えることができる。 (2) 10℃以下又は65℃以上で温度管理を行い配送できるよう、保冷又は保温設備のある運搬車が用意されている。 (3) 配送時刻を記録する決まりがある。 (4) 65℃以上で提供される食品以外の食品について、保冷設備への搬入時刻及び保冷設備内温度を記録する決まりがある。 (5) 次の①から③の項目について、毎日実施し記録を保存している。 ①加熱調理食品の中心温度（75℃以上、1分間以上）、②調理作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度、③調理作業前後の使用水の点検（貯水槽を使用している場合は遊離残留塩素濃度を検査） (6) 害虫の駆除または生息調査を半年に1回以上実施し、記録を保存している。 (7) 食器・調理器具等の使用後は、流水で洗浄し、80℃、5分間以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管している。 (8) まな板は生魚用、生肉用、野菜用、調理済み食品用に分け、専用のものを用意し混同していない。 (9) 原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存している。 (10) 調理設備内の手洗い設備に、石けん、消毒液、爪ブラシを設置し、手洗いを実施している。また、手拭きタオルは共用とせず、ペーパータオル等を使用している。 (11) 調理担当者は、調理作業専用の清潔な調理服、調理帽、履物を着用している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食物アレルギー対応について、職員の共通理解を図り、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて実施している。 (2) 研修を定期的実施している。

第1号様式（第2条第2項）

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定申請書（新規・更新）

令和 年 月 日

（申請先）

横浜市長

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱第2条第1項及び第6条第1項の規定により、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設の認定及び認定の更新をしたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			
	会社名			
	本社所在地	(〒)		
	本社電話番号		本社 FAX	
	施設所在地	(〒)		
	施設電話番号		施設 FAX	
	代表者 役職・氏名	印		
	認定番号 (更新のみ)			

（添付書類）

- (1) 予定献立表（直近1か月分※）
- (2) 月平均及び日毎の栄養価一覧表（上と同じ月1か月分※）
- (3) 調理業務の従事者名簿及び検便検査結果（直近1か月分）
- (4) 会社の研修計画（今年度分）

※現在、保育所等で実施している献立表や栄養価一覧表を添付してください。

こ保人 第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定通知書

平成 年 月 日付横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定の申請については、審査の結果、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設として認定しましたので、通知します。

認定する食事の搬入施設	ふりがな			
	会社名			
	所在地	(〒)		
	代表者 氏名		認定番号	

ご保人 第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設不認定通知書

平成 年 月 日付横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定の申請については、審査の結果、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設として認定しないこととしましたので、通知します。

申請者	ふりがな	
	会社名	
	施設所在地	(〒)
	代表者 氏名	
不認定の理由	・横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱 第3条第1項に規定する認定基準を満たしていないため。 ・その他 〔 〕	

第4号様式（第7条第1項）

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定変更届

令和 年 月 日

（提出先）

横浜市長

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱第7条の規定により、認定申請書記載事項等に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

届出者	ふりがな	
	会社名	
	代表者 役職・氏名	印
	認定番号	

変更内容		変更前	変更後
	ふりがな		
	会社名		
	本社所在地		
	本社電話・FAX		
	施設所在地		
	施設電話・FAX		
	代表者 役職・氏名		

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定取消申請書

令和 年 月 日

（提出先）

横浜市長

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設の認定を取り消したいので、横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな	
	会社名	
	代表者 役職・氏名	印
認定番号		
取り消しの理由		

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入指摘事項改善報告書

令和 年 月 日

（提出先）
横浜市長

会社名 _____

代表者等名 _____ 印

指 摘 事 項	回 答
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

こ保人 第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定取消通知書

横浜市家庭的保育事業における食事の搬入施設認定要綱第8条第1項及び第2項の規定に基づき、調査及び審査した結果、貴者の横浜市家庭的保育事業者における食事の搬入施設の認定を取り消しましたので通知します。

認定番号		取消年月日	
ふりがな			
会社名			
本社所在地			
施設所在地			
代表者 役職・氏名			印
取り消しの理由			